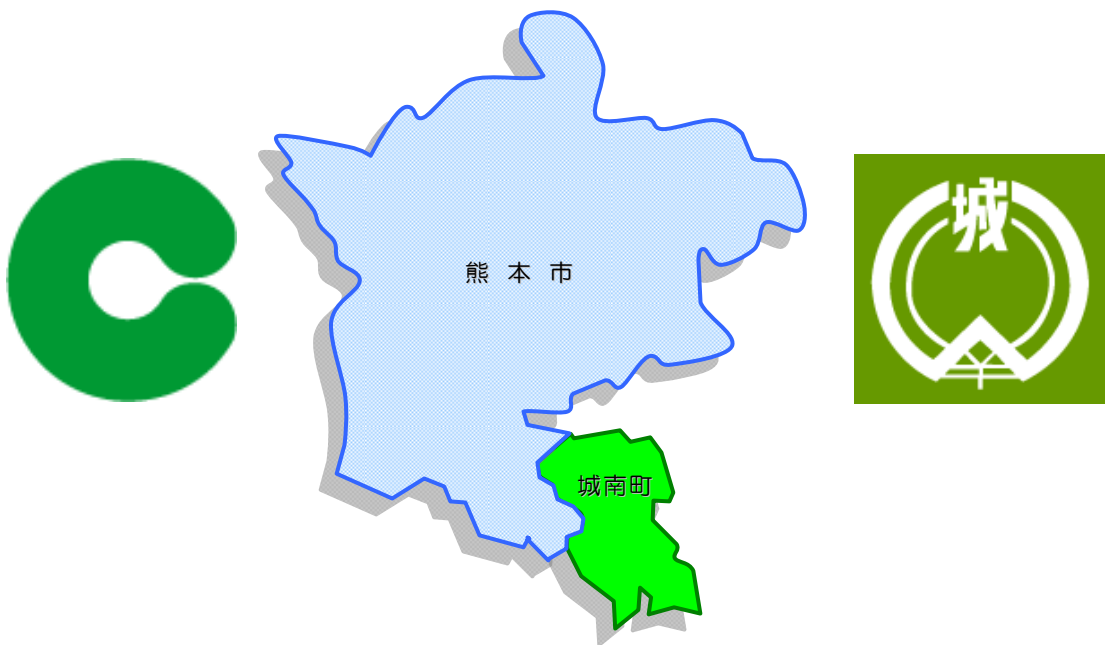


# 第8回

## 熊本市・城南町合併協議会



日時 平成22年2月19日（金）  
午前9時30分～

場所 熊本全日空ホテルニュースカイ 2階 「玉樹」

## 目 次

### 〔 報 告 〕

経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------------------	---

### 〔 議 案 〕

議案第11号 熊本市・城南町合併協議会の廃止について・・・・・・・・	9
------------------------------------	---

### 〔 そ の 他 〕

熊本市優待証（さくらカード）について・・・・・・・・	18
集落内開発制度について・・・・・・・・	20
城南町合併特例区について・・・・・・・・	24
城南総合支所の組織体制について・・・・・・・・	25

# [ 報 告 ]



## 熊本市・城南町合併協議会の経緯（概要）

平成20年	
10月 2日	熊本市・城南町合併協議会を設置、県へ届出
10月31日	第1回熊本市・城南町合併協議会開催
11月25日	第1回議員専門部会開催
12月 1日	第2回熊本市・城南町合併協議会開催
平成21年	
1月23日	第2回議員専門部会開催
1月29日	第3回熊本市・城南町合併協議会開催
2月17日	第3回議員専門部会開催
2月24日	第4回熊本市・城南町合併協議会開催
3月27日	第5回熊本市・城南町合併協議会開催
4月23日	第4回議員専門部会開催
4月28日	第6回熊本市城南町合併協議会開催
5月18日	第5回議員専門部会開催
5月21日～6月1日	熊本市内9カ所10会場で住民説明会開催
5月22日	第7回熊本市・城南町合併協議会開催
5月31日～6月20日	城南町にて住民説明会の開催（計31回）
6月12日	熊本市議会開会 冒頭で自民党市議団など4会派が提案した、城南、植木2町との各合併協議会（法定協）で承認した「新市基本計画」の実現を求める決議を賛成多数で可決
6月15日	「熊本市・城南町新市基本計画」を県知事へ提出
6月23日	城南町で熊本市と合併することについての賛否を問う住民投票の告示
6月28日	城南町で熊本市と合併することについての賛否を問う住民投票（即日開票） （投票率79.53%、賛成6,782票、反対5,844票）合併賛成過半数を得る。
7月 6日	熊本市・城南町合併協定調印式開催
7月10日	城南町議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
7月13日	熊本市議会臨時会で城南町・植木町との廃置分合関連議案が可決
7月17日	県知事へ廃置分合及び合併特例区設置認可申請書の提出
9月14日	熊本県議会にて廃置分合議案が可決 県知事による廃置分合の決定・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1-1 合併特例区設置の認可・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1-2
10月16日	総務大臣による廃置分合の告示・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2
平成22年	
2月19日	第8回熊本市・城南町合併協議会開催
3月22日	熊本市・城南町合併協議会の廃止
3月23日	新「熊本市」の誕生

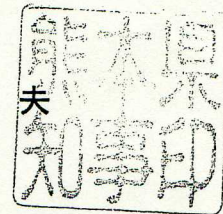


## 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入することとする。

平成21年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁



この写しは、原本と相違ないことを証明します。

平成21年9月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫





熊本県指令市町村第 1 4 号  
熊本市

平成 2 1 年 7 月 1 7 日付けで申請の城南町合併特例区の設置については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 2 8 条第 1 項の規定により認可します。

平成 2 1 年 9 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫





○総務省告示第四百九十一号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、下益城郡城南町を廃し、その区域を熊本市に編入する旨、熊本県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十月十六日

総務大臣臨時代理

国務大臣 前原 誠司



# 〔 議 案 〕





## 議案第 1 1 号

### 熊本市・城南町合併協議会の廃止について

熊本市・城南町合併協議会の廃止については、次のとおりとする。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び第 2 5 2 条の 6 の規定により、熊本市・城南町合併協議会を平成 2 2 年 3 月 2 2 日限りで廃止する。

平成 2 2 年 2 月 1 9 日 提出

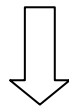
熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史



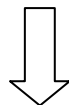
熊本市・城南町合併協議会の廃止までの手続きについて

1. 手続き

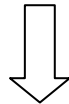
- (1) 熊本市議会及び城南町議会において、熊本市・城南町合併協議会廃止議案の議決



- (2) 熊本市長と城南町長において熊本市・城南町合併協議会の廃止に関する協議書の締結



- (3) 熊本市及び城南町で熊本市・城南町合併協議会の廃止について告示



- (4) 熊本県知事へ熊本市・城南町合併協議会廃止の届出

2. 根拠法令 地方自治法

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6項 略

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(1) 両市町議会の議決

議 第 号	
平成 年 月 日提出	
<p>熊本市・城南町合併協議会の廃止について（案）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・城南町合併協議会を平成22年3月22日限りで廃止することについて、協議を行うため、議決を求める。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇〇長    〇   〇   〇   〇</p>	

(2) 両市町長の協議

<p>熊本市・城南町合併協議会の廃止に関する協議書（案）</p> <p>熊本市・城南町合併協議会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、次のとおり定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議会は、平成22年3月22日限りで廃止するものとする。</li> <li>2 協議会規約第20条の規定による決算は、熊本市においてこれを協議会の監査委員であった者の審査に付し、当該監査委員であった者は、監査の結果を熊本市長に報告するものとする。</li> <li>3 決算により生じた余剰金については、熊本市に帰属するものとする。</li> <li>4 前3項に定めるもののほか、協議会の廃止に伴い必要となった事項については、両市町が協議のうえ定めるものとする。</li> </ol> <p>平成    年    月    日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">熊本市長 幸 山 政 史</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">城南町長 八 幡 紀 雄</p>	
--	--



(3) 両市町の告示

(案)	告 示 第	号	
	平成 年 月 日		
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定により、熊本市・城南町合併協議会を平成22年3月22日限りで廃止するので、地方自治法第252条の2第2項の規定により告示する。</p>			
<p>〇〇〇長      〇   〇   〇   〇</p>			

(4) 熊本県知事への届出

(案)	政指発第	号	
	城企財第	号	
	平成 年 月 日		
<p>熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">熊本市長 幸 山 政 史</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">城南町長 八 幡 紀 雄</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">熊本市・城南町合併協議会の廃止について（届出）</p> <p>熊本市及び下益城郡城南町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び第252条の6の規定に基づき熊本市・城南町合併協議会を廃止するので、同法第252条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>関係書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 熊本市・城南町合併協議会を廃止した理由</li> <li>② 熊本市及び下益城郡城南町の議会の議決証明書</li> <li>③ 熊本市・城南町合併協議会の廃止に関する協議書の写し</li> </ol>			



[ その他 ]

協議項目	4 各種福祉制度	小項目名	01 熊本市優待証
------	----------	------	-----------

協議内容	城南町の高齢者、障がい者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続し、利用方法については、今後関係機関と協議・調整を行う。

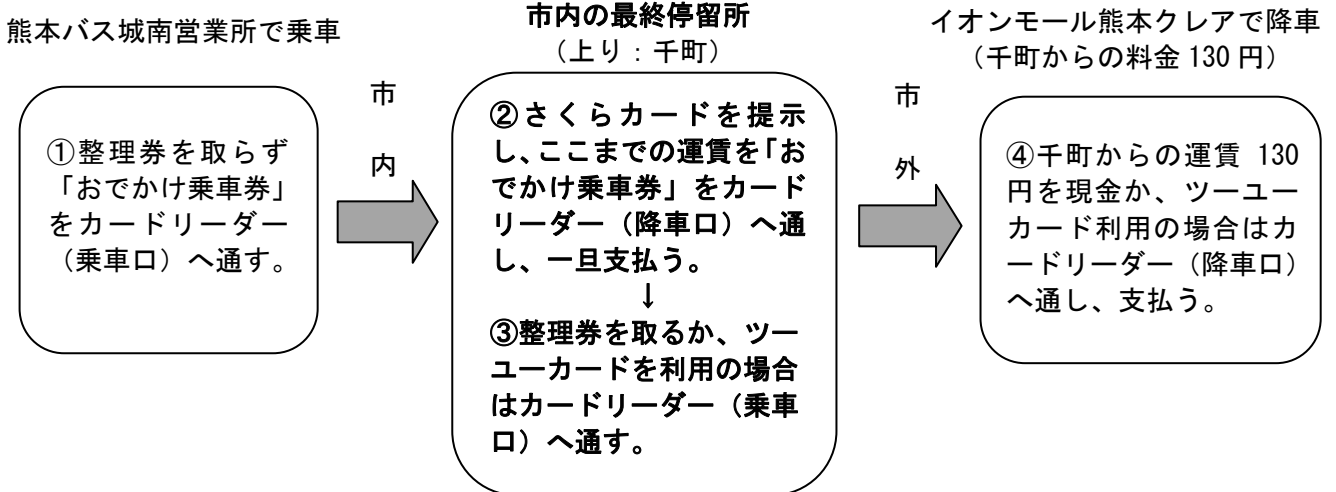
制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>高齢者、障がい者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70 歳以上の高齢者</li> <li>・3 級以上の身体障がい者、B1 以上の知的障がい者、3 級以上の精神障がい者</li> <li>・被爆者手帳の交付を受けた者</li> </ul> <p>バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して5000円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・被爆者→運賃の 2 割(1,000 円)</li> <li>・障がい者 →運賃の 1 割( 500 円)</li> </ul> <p>平成 17 年度決算 690,351 千円 平成 18 年度決算 648,368 千円 平成 19 年度決算 631,245 千円</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題		



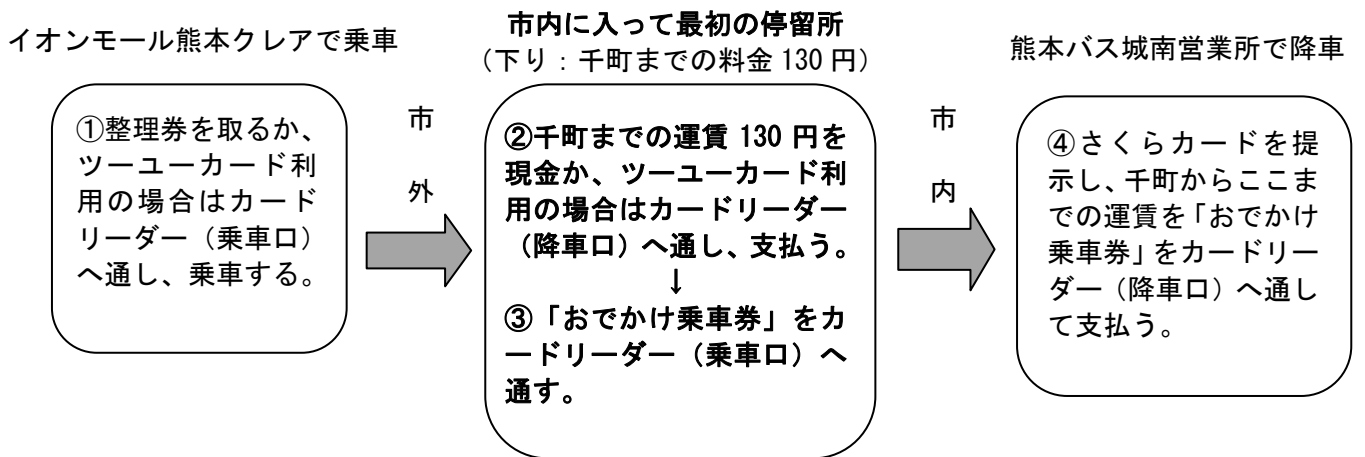
熊本市優待証（さくらカード）と「おでかけ乗車券」を使用したバスの利用について

【 利用方法 】

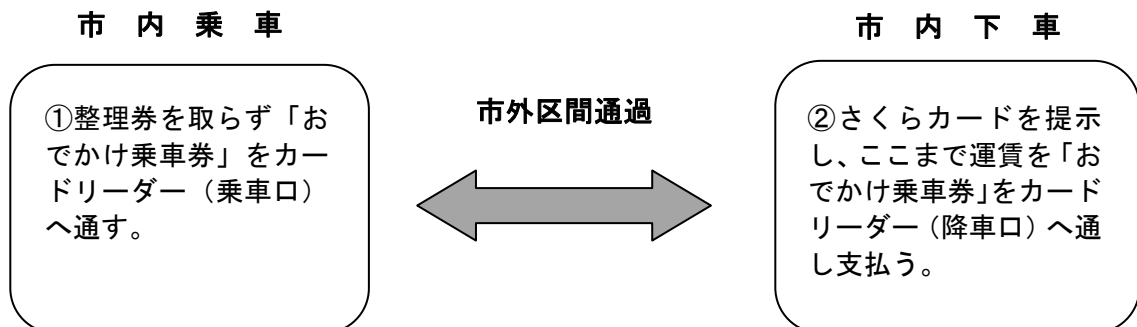
(1) 市内で乗車し、市外で降車する場合（例）



(2) 市外で乗車し、市内で降車する場合（例）



(3) 市内で乗車し、市外区間を通過して市内で降車する場合



第4回合併協議会  
承認

熊本市・城南町合併協議会  
事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	3 都市計画	小項目名	01 都市計画区域及び区域区分
------	--------	------	-----------------

協議内容	都市計画区域の存続・統合について 区域区分の指定について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。 区域区分（線引き）については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	(都市計画区域) ・熊本都市計画区域（区域区分有り） 23,138ha ・植木都市計画区域（区域区分なし） 137ha  ※都市計画区域外（旧河内町） 3,447ha  【行政区域：26,722ha】  (区域区分) 市域の大半が区域区分を有する熊本都市計画区域に指定されている。 熊本都市計画区域（23,138ha） ・市街化区域 10,095ha ・市街化調整区域 13,043ha (※市街化区域には用途地域を指定している。)	(都市計画区域) ・城南都市計画区域（区域区分なし） 3,618ha  ※都市計画区域外（国有林） 70ha  【行政区域：3,688ha】  (区域区分) 区域区分なし  ・用途地域（8用途） 213ha
相 違 点 と 課 題	(相違点) ・熊本市と城南町は、別々の都市計画区域を形成している。 (課題) ・市街化調整区域に設定された場合、集落内開発制度による激変緩和措置の適用について。	

# 市街化調整区域における集落内開発制度について

(熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正)

熊本市都市計画課

熊本市では、都市計画法第34条第11号に基づき、開発許可の基準等に関する条例を一部改正(平成21年12月議決)し、市街化調整区域における集落内開発制度を平成22年4月1日から実施する。

熊本都市計画区域外の、富合地区、植木町及び城南町については、都市計画法第7条の規定に基づき、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を政令指定都市移行後に行うことになり、区域区分の指定に併せ集落内開発制度の区域指定を行うものである。

## 集落内開発制度の目的

集落の生活環境の向上やコミュニティの維持・活性化を図るため、集落内開発制度により定住促進などのための土地利用を誘導する。

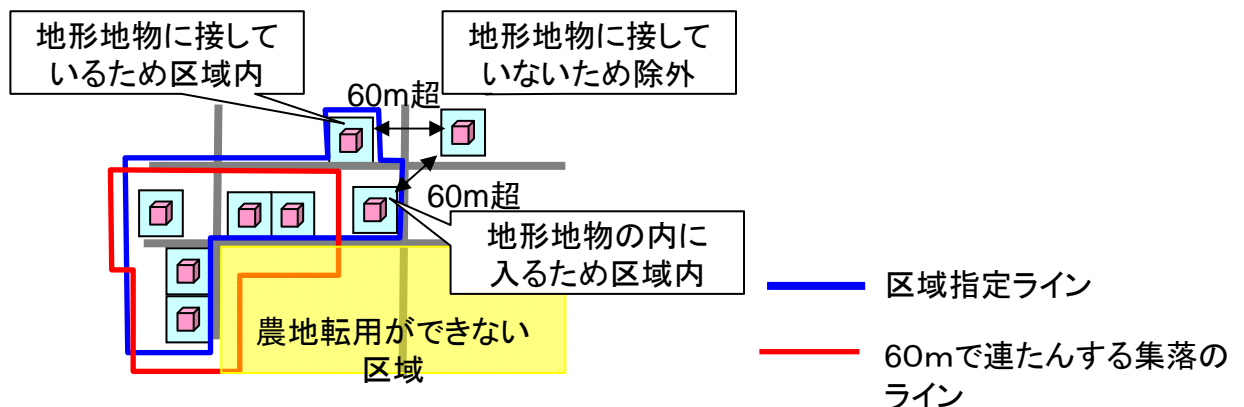
### [制度の内容]

#### (1) 区域指定方針

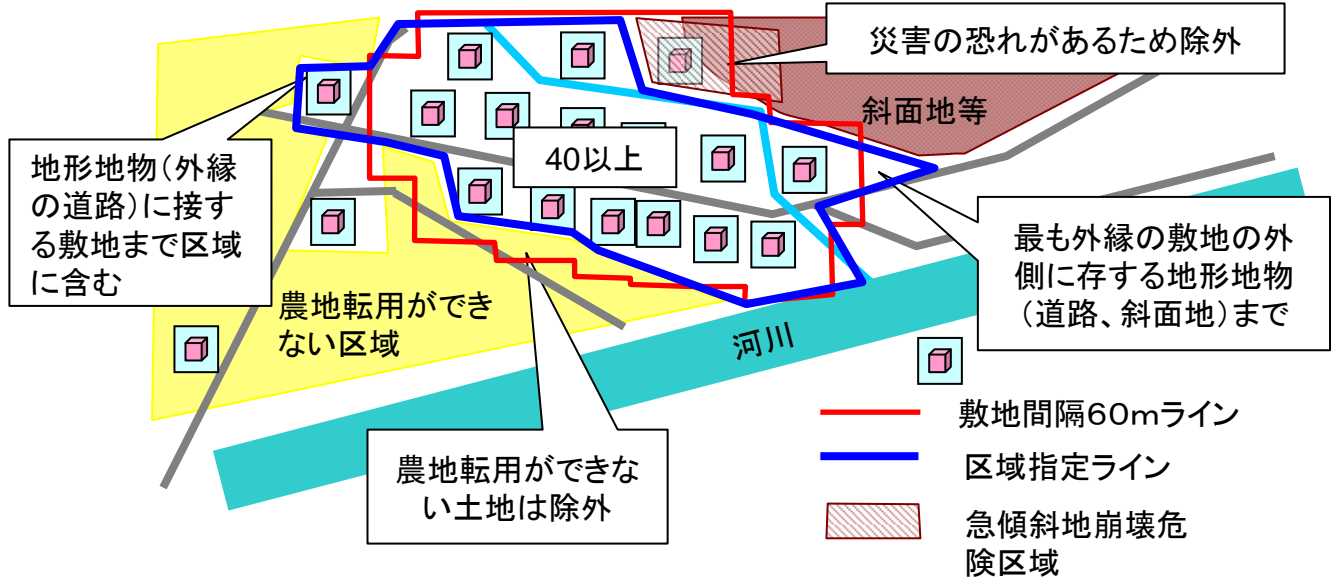
区域境界について

境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより区切られた区域

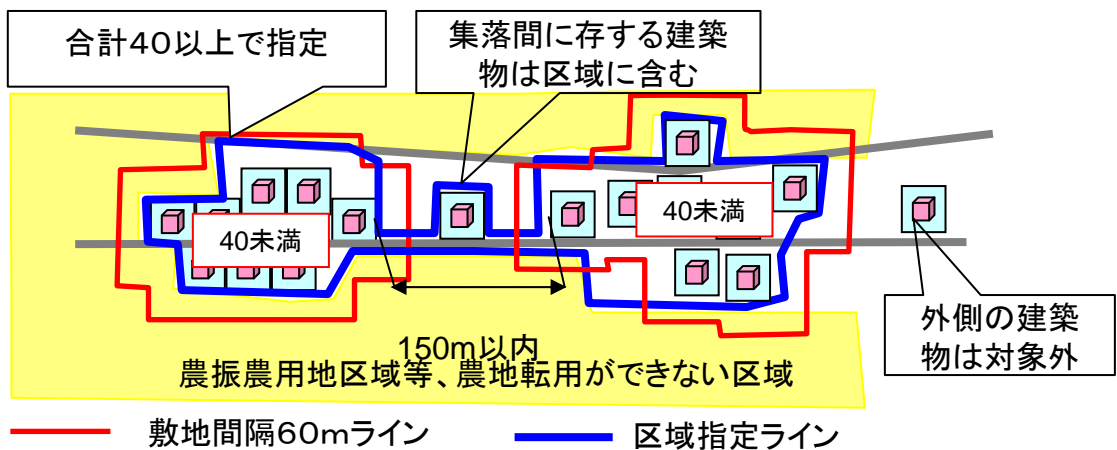
建築物の敷地間隔が60mで連たんしている集落の最も外縁の建築物の敷地の外側に存する地形地物(道路、河川、水路、斜面地等)を基本とする。道路が地形地物となる場合、これに接する建築物の敷地まで区域内とする。さらに農地転用ができない土地、災害の恐れのある区域等他法令による制限を受ける地域を除いたラインを区域指定ラインとする。



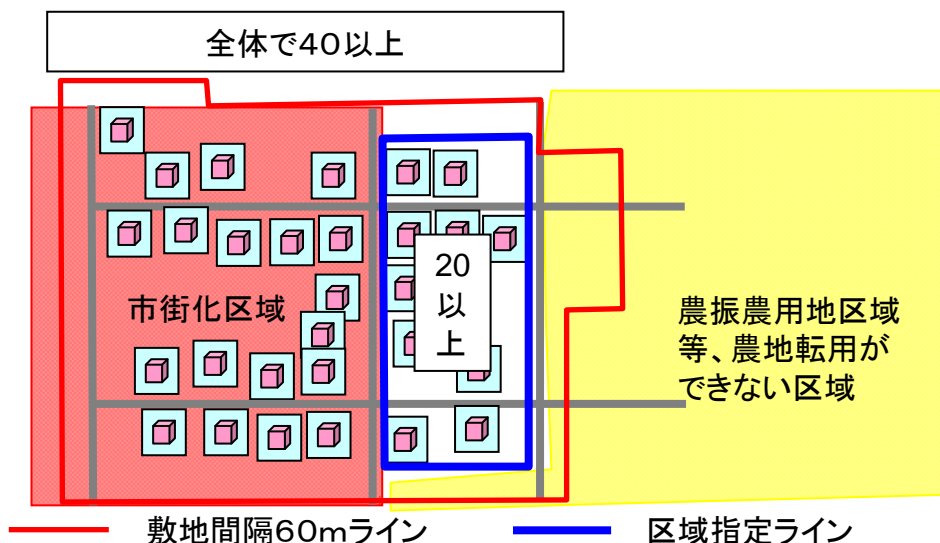
ア. 建築物の敷地間隔60m以内で40以上の建築物が連たんしている場合



イ. 10以上の建築物が敷地間隔60mで連たんしている2以上の区域が主要な道路を共通している場合



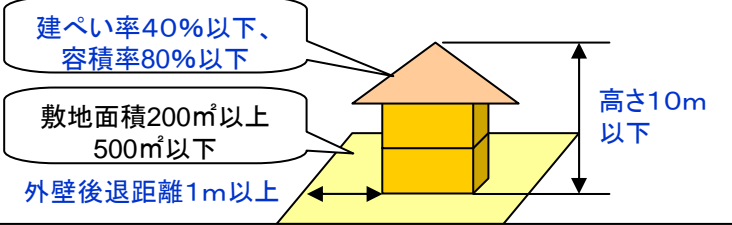
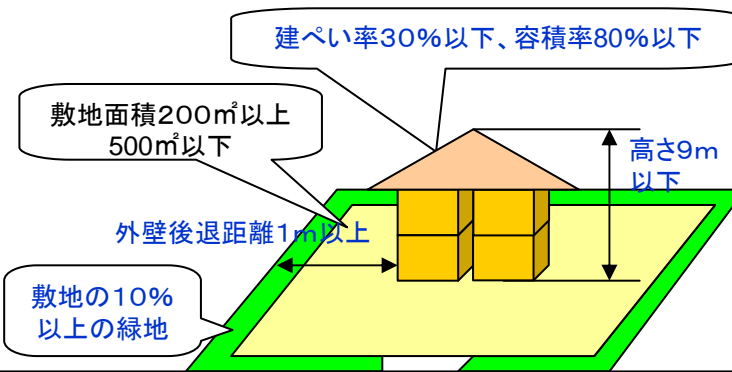
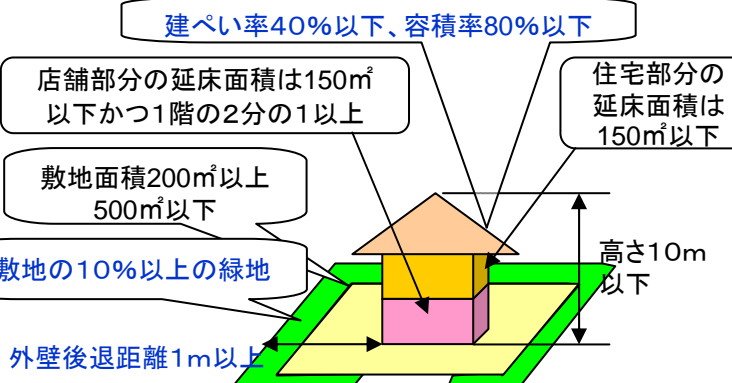
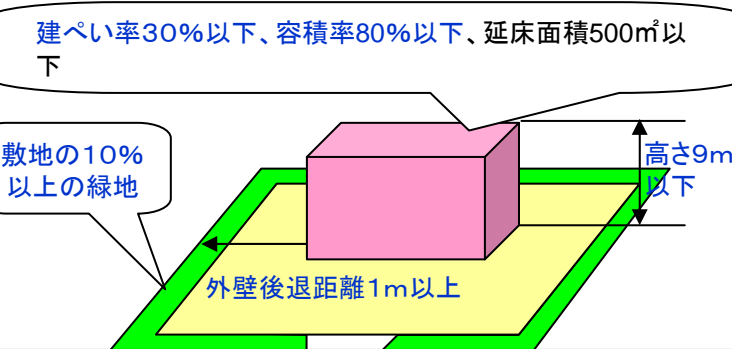
ウ. 市街化区域に隣接し、敷地間隔60m以内で20以上の建築物が連たんしている場合



その他、幅員4m以上の道路、排水施設、給水施設が区域内に適切に配置されていること。

## (2) 建築可能となる用途

※青字部分は開発許可申請の手引きにより指定

建築可能な用途	建築物のイメージ	建築物の例
(1) 戸建住宅	 <p>建ぺい率40%以下、容積率80%以下</p> <p>敷地面積200㎡以上 500㎡以下</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>高さ10m以下</p> <p>建築基準法上の道路</p>	戸建住宅 分譲住宅も可能 (宅地分譲は不可)
(2) 共同住宅	 <p>建ぺい率30%以下、容積率80%以下</p> <p>敷地面積200㎡以上 500㎡以下</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>敷地の10%以上の緑地</p> <p>高さ9m以下</p> <p>建築基準法上の道路(幅員4m以上)</p>	1戸の床面積が50㎡以上の共同住宅
(3) 店舗と住宅の併用建築物	 <p>建ぺい率40%以下、容積率80%以下</p> <p>店舗部分の延床面積は150㎡以下かつ1階の2分の1以上</p> <p>住宅部分の延床面積は150㎡以下</p> <p>敷地面積200㎡以上 500㎡以下</p> <p>敷地の10%以上の緑地</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>高さ10m以下</p> <p>建築基準法上の道路</p>	日用品販売店、小規模のコンビニ、理髪店、飲食店等が可能 敷地の外周の6分の1以上を道路に接すること。
(4) 日用品販売店舗	 <p>建ぺい率30%以下、容積率80%以下、延床面積500㎡以下</p> <p>敷地の10%以上の緑地</p> <p>外壁後退距離1m以上</p> <p>高さ9m以下</p> <p>幅員9m以上で、歩道を有する道路</p>	通常規模のコンビニ、小規模なスーパー等が可能

## 城南町合併特例区

### 設置の目的

合併により住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと不安を取り除き、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるために設置され、旧城南町において独自に行ってきた事務・事業等処理するほか、地域振興に関するさまざまな事柄について審議等を行い、住民の意見を行政に反映する役割を担う。

### 名称・区域

旧城南町の区域に合併特例区を設置し、名称は「城南町」とする。

### 設置期間

平成22年3月23日から5年間

### 事務所の位置

旧町の役場（合併後の総合支所）の位置

### 処理する事務

- (1) コミュニティ関連施策
  - 自治活動（嘱託員会）支援事業
  - 体育協会活動支援事業
  - 文化協会活動支援事業
  - 防犯パトロール隊活動支援事業
  - 水環境整備活動支援事業
- (2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
  - 成人式事業
  - 戦没者慰霊祭事業
  - 福祉まつり事業
  - 火の君まつり事業
  - 夏まつり事業
  - 体育大会・教室事業
    - ・町民体育祭事業
    - ・ウォークラリー大会事業
    - ・チーム対抗ボウリング大会事業
    - ・熊本10マイル公認ロードレース大会事業
    - ・スポーツ教室事業
- (3) 地域教育支援事業
  - ~~教育支援事業~~
  - ~~火の君教育研究所事業~~
  - 人材育成活動助成事業
  - ~~英語指導助手事業~~
  - 人権教育啓発事業「人権フェスタ」

教育委員会の事業として  
実施するため

※ 市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理を行う。

城南総合支所・城南町合併特例区等の組織

